

令和6年度デジならキャンペーン  
SaaS サービス導入支援業務委託仕様書

1. 事業名

令和6年度デジならキャンペーン SaaS サービス導入支援業務

2. 業務目的

労働力人口の減少、また、地域の人口減少も続く中で、県の今後の経済・産業の発展に向け、県内の小規模事業者等への確かつ迅速に支援する必要がある。県内小規模事業者等が取り組むオンライン対応強化等のデジタル化推進を目的として、デジならキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を活用したデジタル化支援に関する SaaS サービス導入支援業務を実施する。

3. 事務局

受託者は、奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会事務局（以下「事務局」という。）がキャンペーンに必要な事務を実施する。

4. 委託料

(1) 本業務の委託上限額は金 11,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

内訳 運営費 5,000,000円

SaaS サービス導入支援費（上限）6,000,000円

(2) SaaS サービス導入支援費については、9. 業務内容等（4）①の業務を完了した場合に1者あたり60千円を支払う。

(3) 債権の発生は、本業務が全て完了し、事務局の検査により不備がないものと認められた時点とする。

(4) キャンペーン期間中であっても次に定めるデジならキャンペーン補助金総額又は SaaS サービス導入支援委託料総額いずれかの総額に達した時点でキャンペーンを終了とする。

デジならキャンペーン補助金総額 …20,000,000円

SaaS サービス導入支援委託料総額 …6,000,000円

5. 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

6. デジならキャンペーン概要

(1) 業務のデジタル化を検討する県内小規模事業者等を対象に、専門家が面談を行い、必要に応じて最適な SaaS サービスを提案する。

(2) 前項の面談を受けた県内小規模事業者を対象に、提案のあった SaaS サービスの導入に要する経費の1/2（上限200千円）を補助する。（以下「デジならキャンペーン補助金」という。）

(3) キャンペーン期間 令和6年7月末頃～令和7年1月末頃まで（予定）

※デジならキャンペーン補助金については、別に定める。

## 7. 定義

### (1) SaaS サービス

インターネットを通じてソフトウェアをユーザーに提供するサービスのことをいう。

### (2) 小規模事業者等

小規模事業者等とは、別表1に掲げる中小企業者等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者で個人事業主を含む。)及び別表2に掲げる中小企業者等と同等と認められる者のことをいう。

### (3) 専門家

専門家とは、協議会が委託する運営事業者より派遣されるIT・経営の専門家のことをいう。

## 8. キャンペーン補助対象

### (1) キャンペーンの補助対象要件は、下記のとおり。

- ①SaaS サービス導入にかかる初期経費であること。
- ②買取型の商品・サービス以外であること。

### (2) 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、本補助金の交付を受けることができるのは1回のみとする。

- ①奈良県内に事業所を有する小規模事業者等であり、県内の事業所にSaaS サービス導入を検討する者
- ②専門家の助言・提案を受けた者
- ③SaaS サービス導入の効果等についてのアンケートの回答を求められた際に協力することに同意する者
- ④本キャンペーン事業に係るすべての情報について、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意した者

### (3) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- ①奈良県税を滞納している者
- ②営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- ③役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
- ④政治団体(政治資金規正法第3条に定義される者)、宗教上の組織又は団体の者
- ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である又は役員等(法人である場合は役員、個人である場合はその者をいう。以下同じ。)が暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- ⑥役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している者

- ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ⑧役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑨次のいずれかに該当する者
  - (ア) 一の大企業（中小企業者等以外の事業者をいう。以下同じ。）が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者等
  - (イ) 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者等
  - (ウ) 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者等
- ⑩その他事務局が補助金を交付することが不相当と認める者

## 9. 業務内容等

### (1) キャンペーン準備

#### ①プラットフォームの実装

キャンペーン全体について包括的に発信するためのプラットフォームを実装すること。

#### ②応募フォームの実装

プラットフォームにおいて、県内小規模事業者等がキャンペーン応募を可能とする機能を実装すること。

#### ③奈良スーパーアプリの活用

上記の①②において、受託者は奈良スーパーアプリを利用することができる。

### (2) キャンペーンの広報、募集

#### ①キャンペーン利用者の募集、受付

(ア) キャンペーン利用者の募集・受付を行うこと。

(イ) (1) キャンペーン準備②応募フォームの実装に示した方法の他に電話又はメールによりキャンペーン利用者の募集・受付を行うこと。

(ウ) キャンペーン利用者の登録状況について、事務局担当者も把握できる措置をとること。

#### ②キャンペーンやデジならキャンペーン補助金に関する問い合わせ、意見等への対応

#### ③キャンペーン広報

次に掲げる利用促進に繋がる効果的なプロモーションを実施すること。

(ア) プラットフォーム内における県内事業者向けのデジタル化推進に資する講座・セミナー等の周知

(イ) 紙媒体におけるキャンペーン案内の作成

(ウ) 面談を完了した事業者を対象にデジならキャンペーン補助金への案内の実施

### (3) 専門家派遣業務、専門家の業務内容

#### ① 面談業務

(2) で申込みのあった県内小規模事業者等に対して経営課題等を聞き取り、SaaS サービス導入のための面談を実施すること。

#### ② SaaS サービス提案業務

前項の面談の内容を踏まえて県内小規模事業者等に適した SaaS サービスを提案すること。  
提案に際しては、十分な公平性を確保し、継続的な導入効果が期待できる商品を検討した上で行うこと。なお、受託者が提供する商品を提案する場合は、事務局と受託者が協議を行い、事務局の承認を得たうえ、決定すること。また、県内小規模事業者等より導入を希望する SaaS サービスの提示がある場合には、その県内小規模事業者等に適した SaaS サービスであるかを検討し、(4) 報告

③ 実施体制

- (ア) 面談・SaaS サービス提案業務を行う専門家は、当該業務について十分な知識と経験を保有し、下表のいずれかの資格を有するものが行うこと。
- (イ) 当該事業を実施する専門家と保有資格、担当事業者について、事務局担当者も把握できる措置をとること。

中小企業支援法に基づく中小企業診断士
職業能力開発促進法に基づくウェブデザインの職種の技能検定の合格者
情報処理の促進に関する法律に基づく情報処理安全確保支援士
情報処理の促進に関する法律に基づく情報処理技術者試験 (システム監査技術者試験、IT サービスマネージャ試験、エンベデットシステムスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、ネットワークスペシャリスト試験、プロジェクトマネージャ試験、システムアーキテクト試験、IT ストラテジスト試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験、IT パスポート試験等) の合格者※試験制度発足から全ての試験を対象
技術士法に基づく情報工学部門の技術士または技術士補
IT コーディネータ

(4) 報告

① 報告業務

受託者は前項①②が完了したとき、県内小規模事業者等に対し、デジならキャンペーン補助金について情報提供をすると共に、事務局に対して速やかに次の内容が記載された報告書を提出すること。

- (ア) 担当者専門家氏名
- (イ) 面談日
- (ウ) 面談事業者情報
- (エ) 面談内容
- (オ) 提案した SaaS サービス
- (カ) その他、会長が必要と認める事項

② 調査

事務局は必要がある場合は、受託者に対して面談の実施状況に対して調査し又は報告を求めることができる。

(5) その他

① データの保管

受託者は、協議会から委託された業務に要した経費について、帳簿及び領収書等の証憑書類を整理し、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

なお、受託者は、帳簿及び領収書等の証憑書類を、契約を完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するとともに、会長の要求があったときは、直ちにこれを提出しなければならない。

## ②データの廃棄

受託者は協議会から委託された業務の契約期間が終了した場合は、県内小規模事業者等へ SaaS サービス導入支援等支援を実施により取得した企業情報については、速やかに廃棄しなければならない。

## 10. 本業務に基づく成果物

以下の成果物を業務完了後速やかに提出すること。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 面談報告書
- (3) SaaS サービス導入に関する分析データ

面談を実施したキャンペーン利用者の経営課題や SaaS サービスのニーズを分析したもの

## 11. 著作権の帰属

この委託業務の実施により生じる著作権は、奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会に帰属する。

## 12. 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等(本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者)は、本件業務実施中に生じる全ての成果物を、事務局の許可なく二次利用してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

## 13. 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、奈良県個人情報保護条例のほか、奈良県個人情報取扱事務委託基準に定める別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 14. その他事項

- (1) 事業実績報告書の詳細は事務局と協議の上で決定すること。
- (2) 事務局が、経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、事務局の指示に従うこと。また、業務の実施について疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。
- (4) 別紙2の「奈良県公契約条例に関する事項」を遵守すること。
- (5) 本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙3の「情報セキュリティに係る特記事項」については留意すること。

別表 1-1 (第2条関係) 中小企業者

業種	次のいずれかを満たす者	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他業種（下記に掲げる業種を除く。）（注1）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（注2）	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

（注1）ゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が900人以下

（注2）ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下、旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下

別表 1-2 (第2条関係) 小規模事業者

業種	次の要件を満たす者
製造業その他業種（下記に掲げる業種を除く。）	常時使用する従業員が20人以下
商業（卸売業・小売業）、サービス業	常時使用する従業員が5人以下

別表 2-1 (第2条関係) 中小企業者等と同等と認められる者（組合・法人関係）

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号～第8号に定める法人（企業組合等）であり、下記にある組合等に該当する法人。なお、該当しない組合や財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）、医療法人及び法人格の無い任意団体は含まない。
①企業組合
②協同組合
③事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
④商工組合、商工組合連合会
⑤商店街振興組合、商店街振興組合連合会
⑥水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
⑦生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。
⑧酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会（酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合） その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

<p>(酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合)</p> <p>その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。</p>
<p>⑨内航海運組合、内航海運組合連合会</p> <p>その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。</p>
<p>⑩技術研究組合</p> <p>直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記別表1-1、1-2に該当するもの、企業組合、協同組合であるもの。</p>

別表2-2 (第2条関係) 中小企業者等と同等と認められる者 (その他)

<p>次のいずれかに当てはまる者</p>
<p>①以下全ての要件を満たす特定非営利活動法人 (NPO法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。</li> <li>ii) 従業員数が300人以下であること。</li> <li>iii) 法人税法上の収益事業 (法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業) を行う特定非営利活動法人であること。</li> <li>iv) 認定特定非営利活動法人ではないこと。</li> <li>v) 交付決定時までに補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受けていること。</li> </ul>
<p>②以下全ての要件を満たす社会福祉法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 「社会福祉法」第32条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であること。</li> <li>ii) 従業員数が300人以下であること。</li> <li>iii) 収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。</li> </ul>

個人情報取扱特記事項

奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、個人情報の取扱いについて、次のとおり「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害

を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 別紙 2

### 奈良県公契約条例に関する事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行にあたり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 情報セキュリティに係る特記事項

奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

### 記

（認定・認証制度の適用）

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。

（情報へのアクセス範囲等）

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること。（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること。）

（再委託先の情報セキュリティ）

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること。（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること。）を明示すること。

（情報セキュリティ事故発生時の対応）

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

（電子メール利用時の遵守事項）

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。

（郵便等利用時の遵守事項）

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

（コンピュータウイルス等の不正プログラム対策）

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

（情報の持ち出し管理）

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。